

誓約書

(個人)

私は、金属くず営業条例第4条各号に掲げられている次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 金属くず営業条例第31条に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 3 刑法第235条から第241条まで若しくは第256条に規定する罪を犯して懲役以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から6月を経過しない者
- 4 住居の定まらない者
- 5 金属くず営業条例第21条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者
- 6 古物営業法第24条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から6月を経過しない者
- 7 営業について成年者と同一の能力を有しない未成年者(その者が金属くず商の相続人であって、その法定代理人が前各号のいずれかに該当しない者を除く。)

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

住所

氏名

印